

平成 25 年度税制改正により、相続税の最高税率の引き上げや基礎控除の引き下げなど、
相続税の課税が強化されることとなりました。

特に、**基礎控除額（現行 5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数）を 4 割引き下げる**ことにより、これまで相続税とは縁のなかった中間層が課税の対象になる可能性もあることから、
相続税対策に対する関心も高まっています。

（上記改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続により取得する財産に係る相続税について適用されます。）

その一方で、贈与税については、すでにスタートしている**教育資金贈与の非課税制度**（平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに拠出されたものに限り非課税）、
そして、**子や孫への贈与に係る贈与税率構造の改正**や**相続時精算課税制度の見直し**（平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与に係る贈与税について適用）など、軽減措置が拡大される予定です。

そこで、相続税対策の一つの方法である「生前贈与」について、現行制度と改正後と比較しながら、詳しく見てゆきたいと思います。

まず、**贈与とは自分の財産を他の人に無料であげること**をいいます。

ただし、相手が知らないのに財産を渡しても贈与にはなりません。

贈与は、あげる人ももらう人がお互いに意思表示をしないと成立しない契約なのです。

たとえば、親が子供の知らないうちに子供名義の普通預金を作り、そこに預金をして子供に贈与をしたと思っ
ても、子供がその事実を知らないので、その贈与契約は成立しないことになります。

贈与課税の種類は2つあります。今回説明する「**一般贈与（暦年課税）**」と、

次回説明予定である「**相続時精算課税制度**」です。

「相続時精算課税制度」については、平成25年度税制改正で適用範囲が拡大されました。

① 暦年課税

暦年課税は、**毎年1月1日～12月31日（暦年）に贈与された財産に対して贈与税を払うもの**になります。

暦年贈与は、毎年利用することができます。

その**1年間でもらった人につき、一人あたり110万円（基礎控除額）が非課税**となります。

しがって、非課税の枠が110万円と小さくとも、贈与期間が10年、20年と長期にわたれば、相続財産を減
らすことができ、相続税を軽減することができます。

また、暦年贈与は、**配偶者や子供だけでなく、孫や恩人などの第三者が受贈者（もらえる人）**になることが
できます。

このように、多くの人に非課税枠の範囲で、長期にわたり贈与することで、さらに大きな節税効果が得られる場
合があるのです。

贈与税は、1年間にもらった財産から、この基礎控除額 110 万円を差し引いた後の金額に課税されます。

そして、財産をもらった人がもらった年の翌年 3 月 15 日までに、贈与税の申告、納税をすることになります。

ちなみに、1年間にもらった財産の合計が 110 万円以下の場合には、**税務申告は不要**となっています。

<贈与税の税率（現行）>

200 万円以下・・・10%

300 万円以下・・・15%

400 万円以下・・・20%

600 万円以下・・・30%

1000 万円以下・・・40%

1000 万円超・・・50%

例えば、平成 24 年度中に、父親から 100 万円を、母親から 100 万円をもらったケースを見てみましょう。

両親から 100 万ずつもらうことになるので、それぞれが基礎控除 110 万円の枠内になるのではないかと思います。

れがちですが、実際は、もらった人あたり 110 万円が非課税となります。

従って、 $(100 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円}) - 110 \text{ 万円} = 90 \text{ 万円}$ が課税対象額となります。

この 90 万円に上記税率 10%（200 万円以下）を乗じて、9 万円が贈与税額となります。

平成 25 年度の税制改正で、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から上記税率が改正される予定です。親や祖父母からの贈与について、かなり税負担が軽減されます。

<直系尊属（親、祖父母など）からの贈与に係る税率>

200 万円以下・・・10%

400 万円以下・・・15%

600 万円以下・・・20%

1,000 万円以下・・・30%

1,500 万円以下・・・40%

3,000 万円以下・・・45%

4,500 万円以下・・・50%

4,500 万円超・・・55%

最高税率は 50%から 55%にアップしましたが、

一時に 4,500 万円を超えて贈与しようとする親御さんもないと思われますので、

この改正により税負担の少ない次世代への財産引き継ぎが可能となるでしょう。

また、現行の税率でもいえることですが、かなりの財産を持つ資産家であれば、

長い時間をかけて非課税枠の範囲で贈与をするよりも、少々贈与税がかかったとしても、思い切った贈与を考え

てよいと思います。結果的に、贈与税・相続税トータルで節税効果があればいいわけですから。